

孤立無援者終身サポート事業 身元保証サービス 契約書

この事業は、「孤立無援者終身サポート事業」といい、家族親族などの支援が得られないことを理由として社会的生活が継続困難な方を支援対象としています。
支援の前提として契約を締結していただきます。

「
」氏（以下、「利用者」という。）と
一般社団法人 生活支援センター 乃明（以下、「乃明」という。）は次のとおり契約します。

【身元保証等業務の委託】

第1条 利用者は、乃明に対して、医療や福祉サービスの利用、住宅入居、就労等にかかる
「身元保証」「緊急連絡先」等の業務を委託し、乃明はこれを受託しました。

【登録及び利用料】

第2条 利用者は、前条の支援を受けるにあたり、乃明に登録するものとし、
登録料及び利用料（別紙重要事項説明書記載）を支払うものとします。
なお、本契約締結時に登録料の支払いが困難な場合は、
後日可能となる時まで猶予するものとします。

2 利用者に法定相続人が不在の時は、利用者は契約時または契約後ただちに
遺言書または死因贈与契約書を作成し、死亡後の財産処理について明記するものとします。

【受託業務】

第3条 第1条の身元保証及び生活支援事務の内容は次のとおりとします。

（1）身元保証支援

①

- ① 利用者が病院等への入院時に、乃明が身元保証人・身元引受人・
連帯保証人となって、利用者の入院時の支援をする業務。
また、本人の同意に基づき、医療行為の同意を代行する業務。
- ② 利用者が福祉施設や住宅に入居時に、乃明が身元保証人・身元引受人・
連帯保証人となって、利用者の入居時の支援をする業務。
- ③ 利用者が賃貸住宅に入居時に乃明が身元保証人、緊急連絡先となって、
入居時の支援をする業務。ただし、入居契約の相手が
保証人や緊急連絡先を法人を対象とする場合。

②

（2）住民票支援

在宅の生活が困難となり、施設や病院での生活を始めるにあたって住民票を
置くことができない人に対して、乃明の施設に住民票を置きます。

(3) 生活支援

入院、入居後の生活支援業務を依頼する場合は、別途「日常生活支援契約」を締結していただきます。

【書類や印鑑の保管】

第4条 利用者は乃明に対して、次の書類や印鑑を預けることができます。

預かる場合、利用者と乃明は「書類等預かり書」をつくります。

- ① 預貯金の通帳
- ② 実印や銀行印
- ③ 保険証書
- ④ 年金証書
- ⑤ 契約書類
- ⑥ 権利証
- ⑦ その他、乃明が適当と認めた書類

2 利用者はいつでも預けた書類や印鑑を返してもらうことができます。

【報告】

第5条 乃明は、1年ごとに、利用者に対してこの契約がどのように行われているかを報告します。

【解約】

第6条 利用者及び乃明一は、いつでもこの契約を解約することができます。

【契約の期間】

第7条 この契約の期間は 年 月 日から翌々年3月31日までとします。

ただし、この期間が終わるまでに、お互いに契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間この契約を続けます。その後も同じです。

2 契約の期間中であっても、第6条による解約があった場合、または利用者が死亡した場合は、この契約は終わります。

【秘密を守ること】

第8条 乃明は、この契約の期間中に知った利用者に関する秘密を守ります。

この契約が終わった後も同じです。なお、個人情報の取扱いに関しては、別紙「重要事項説明書 個人情報取扱特記事項」によるものとします。

- ◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、利用者、乃明がそれぞれ1通ずつ持つこととします。

年 月 日

「乃明」

〒 839-0863

住 所 福岡県久留米市国分町 1323-1
くるめコミュニティプラザ

名 称 一般社団法人 生活支援センター 乃明
代表理事 木村 真也

印

「利用者」

住 所

氏 名

印

(別表)

一般社団法人 生活支援センター 乃明

登録費・更新料

令和8年4月1日 改定

| 種別 | 金額 | 説明 |
|-----------------|-----------------------------------|---------|
| 身元保証サービス 登録費 | 110,000 円 生活保護の方は、60,000 円 | 初回登録時 |
| 緊急連絡先のみ 登録費 | 40,000 円 | 初回登録時 |
| 年間／更新料 | 毎年 11,000 円 生活保護の方は、毎年 6,000 円 | 1年更新ごとに |

日常生活支援サービス・支援費

| | | |
|-----------------------------------|---------|--------|
| 支援費 平日／ 8:00～18:00 | 2,500 円 | 1時間ごとに |
| 時間外／朝 5:00～ 8:00 夕 18:00～22:00 | 3,500 円 | 1時間ごとに |
| 深夜／ 22:00～ 5:00 | 4,000 円 | 1時間ごとに |
| 休日／ 5:00～22:00 | 4,000 円 | 1時間ごとに |
| 休日深夜／ 22:00～ 5:00 | 4,500 円 | 1時間ごとに |

印

財産・金銭管理サービス

| | | |
|---------|------------|--------------|
| 委任代理事務費 | 毎月 6,000 円 | 定期的金銭管理を行います |
|---------|------------|--------------|

※ 支援時間は、往復の移動に係る時間も含まれます。

駐車場代・高速利用料金は、別途清算が必要です。

※ 生活困窮者については相談の上、登録費・支援費の猶予、分割等の支援を行います。

※ この料金は「令和8年4月1日」以降の契約者に適応します。

印